地域包括ケア支援専門部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、備北地域保健対策協議会会長が設ける専門部会に関して、備北地域保健対策協議会規約及び備北地域保健対策協議会専門部会設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この専門部会の名称は、地域包括ケア支援専門部会(以下「部会」という。) とする。

(目的)

第3条 部会は、備北地域において高齢化が進展し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加する中、介護が必要になった高齢者も住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、備北地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を支援することを目的とする。

(委員)

第4条 部会の委員は、別表に掲げる機関等に属する者に委嘱する。

(協議事項)

- 第5条 部会は、備北地域における地域包括ケアシステムの構築支援に関して、次の 各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 各日常生活圏域の課題の把握及び解決に関する事項
 - (2) 関係機関等の情報共有及び連携に関する事項
 - (3) 必要な研修の企画及び実施に関する事項
 - (4) その他,目的の達成に必要な事項

(オブザーバー)

第6条 前条各号の協議に関して部会の部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、広島県北部保健所保健課に置く。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年9月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

区 分	機関等	備考
医師会	三次地区医師会	
	庄原市医師会	
歯科医師会	三次市歯科医師会	
	庄原市歯科医師会	
薬剤師会	広島県薬剤師会三次支部	
看護協会	広島県看護協会三次・庄原支部	
関係機関	三次・庄原地区多職種連携会議	
	三次市社会福祉協議会	
	庄原市社会福祉協議会	
	広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会	備北地域代表
	広島県老人福祉施設連盟三次ブロック	代表
行政機関	三次市福祉保健部高齢者福祉課	課長
	三次市福祉保健部健康推進課	課長
	庄原市生活福祉部高齢者福祉課	課長
	庄原市生活福祉部地域包括支援課	課長
	庄原市生活福祉部保健医療課	課長
	広島県北部保健所	保健所長
	広島県北部厚生環境事務所	事務所長